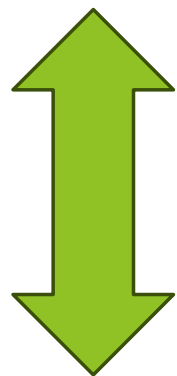


# 「センターかごしま」における 相談・調停の手続について

境界問題相談センターかごしま  
運営委員 鳥越 健

すべては、「バッジをはずして」から始まった

・ 職域拡大の可能性 ⇒ 専門家として活躍できる期待感



・ 専門性の抑制 ⇒ 専門家としての戸惑い

## 調停技法について

- ・ 傾 聴  
当事者の主張を耳を傾けて「聴くこと」
- ・ スキル  
開かれた質問 . . . . . 当事者を緊張させないよう情報収集  
閉鎖的質問 . . . . . Y E S or N O 型で最終確認  
言い換え . . . . . 別の言葉でオウム返式的に  
要約 . . . . . ポイントをまとめる (ひとつずつ)
- ・ 中立性  
うなずき方、目つき、態度、言葉使い

## 「センターかごしま」の歴史

- ▶ ・設立 平成18年8月25日
- ▶ ・形態
  - ▶ 1 民間型ADR
  - ▶ 2 対話促進型調停
  - ▶ 3 原則同席調停
- ▶ ・筆特とADR連携協議会設置 平成23年1月17日
- ▶ ・事前相談廃止 平成27年4月1日
- ▶ ・筆特とADR連携協議会に弁護士会参加 平成30年4月1日
- ▶ ・ADR法認証 平成30年12月3日
- ▶ 現在の関係者数
- ▶ 運営委員5名、相談調停委員20名、推進員3名、鑑定実施員17名

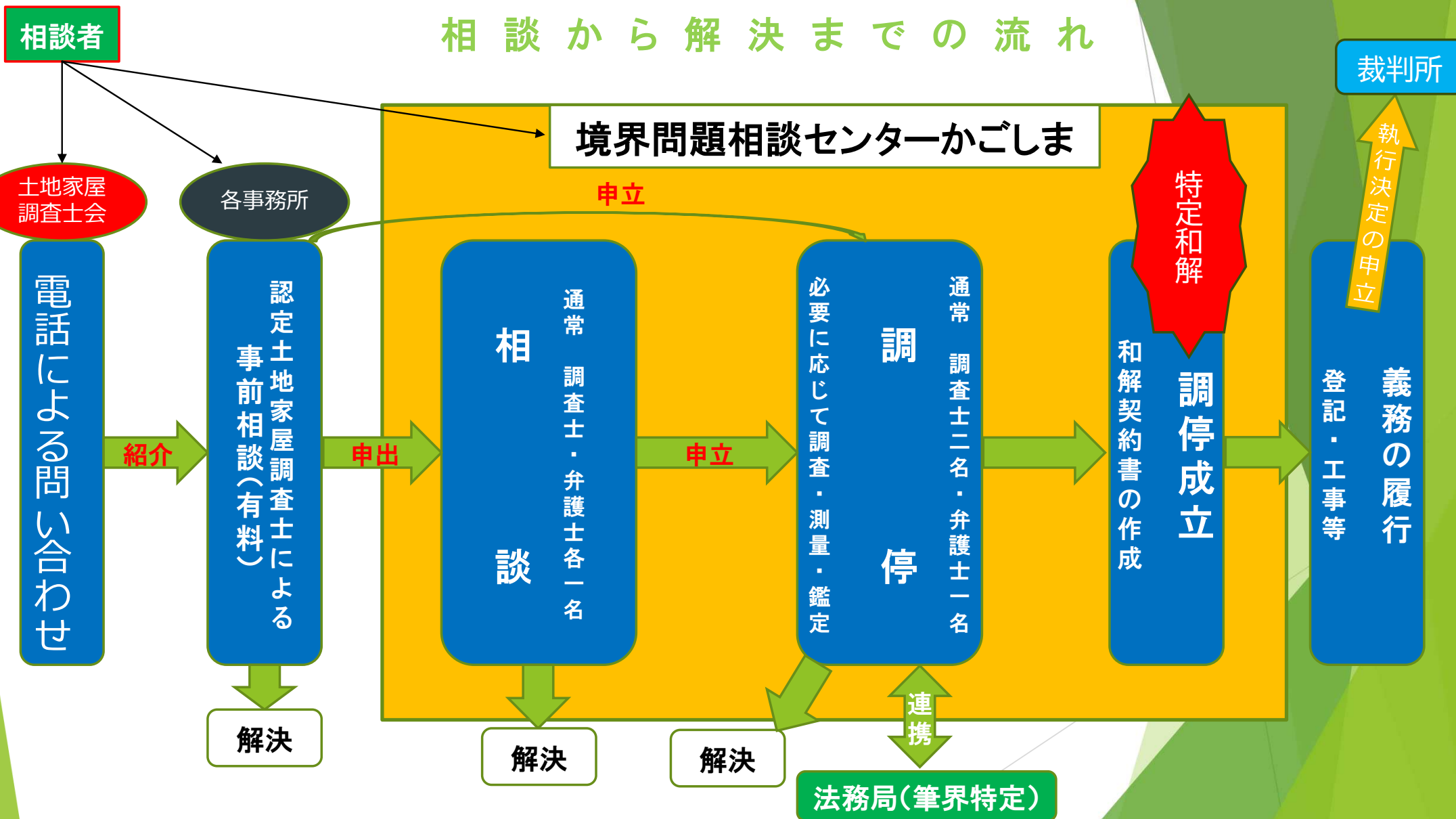
「境界問題相談センターかごしま」の取扱件数

(平成18年8月28日～令和5年12月28日)

年度	電話受付	電話照会	事前相談			相談			調停								
			実施	相談へ	調停へ	受付	解決	調停へ	受付	継続		却下	取下		不承諾	不調	合意
										参加交渉中	調停中		取下	解決取下			
18		69	39	6	0	6	3	3	3	0	0	0	0		1	0	0
19		76	40	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1		1	0	0
20		58	15	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1		4	4	2
21		47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	0
22		34	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
23		47	24	3	1	3	2	1	2	0	0	0	1		0	0	0
24		43	19	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0		0	1	0
25		56	18	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0		0	1	0
26		59	20	4	1	4	1	3	4	0	0	0	0		0	2	0
27		32				0	0	0	3	0	0	0	0		0	1	2
28		32				0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	0
29		18				1	0	1	1	0	0	0	0		0	0	0
30		16				0	0	0	1	0	0	0	3		0	1	0
R1		14				0	0	0	2	0	0	0	1		0	1	0
R2		16				2	1	1	3	1	0	0	1	1	0	0	0
R3	53	2				2	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
R4	52	0				1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	55	0				2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	160	619	204	17	13	25	14	11	35	1	0	0	8	1	7	12	4

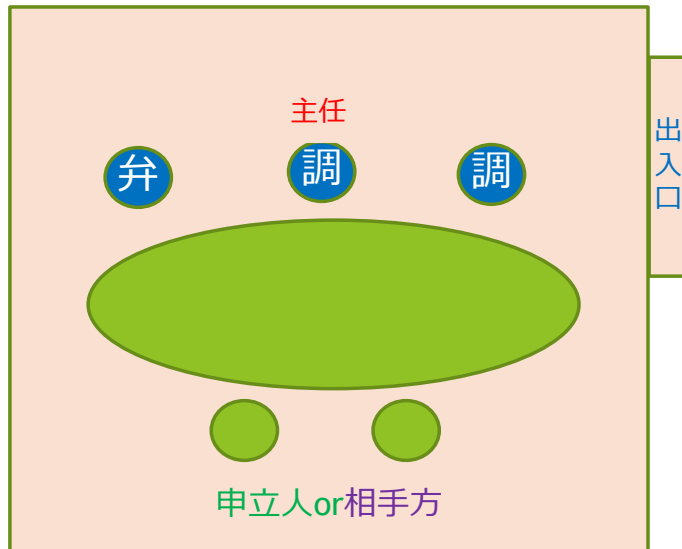
※H27～電話照会件数…認定調査士を紹介した電話のみ  
R3～電話受付件数…境界問題についての電話問合せ数

# 相談から解決までの流れ



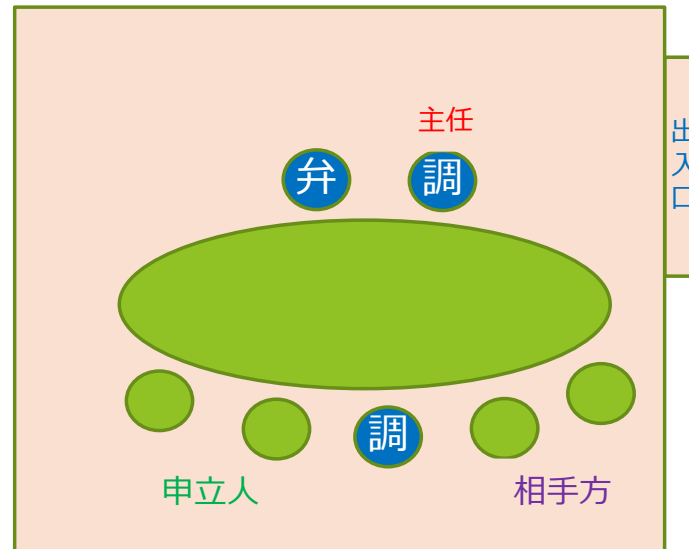
# 同席調停とは？

## ▶ 別席調停



当事者の希望又は調停人の判断

## ▶ 同席調停



センターかごしまの基本型

## 同席調停の効果

- ・自身の誤解に気が付きやすい
- ・相手方への感情の変化が期待できる ⇒ 相互理解
- ・人を介さないため、誤解がなくスピーディー

※ 当事者の申し出（事前・調停中）、調停人の判断により  
適宜、別席調停を実施可



機会均等（平等性）に配慮



## ADR 認証と非認証の違い

### 認証のメリット

- ・利用者にとって効果大きい(時効中断効、和解執行力等)
- ・手続の厳格化(規則、説明書、書式等)により安全な運営が可能
- ・法務省かいけつサポートによる広報、情報の取得が可能
- ・ADR法改正・進化の利益を享受(ODR、特定和解、他機関連携等)
- ・弁護士会の協力を得られやすい(弁護士会ガイドライン)

### 認証のデメリット

- ・変更申請、届等が面倒
- ・報告、アンケート等が多い(法務省)
- ・和解契約書作成の負担が重くなる(特定和解)……デメリットなのか??

## ODRについて（2つの型）

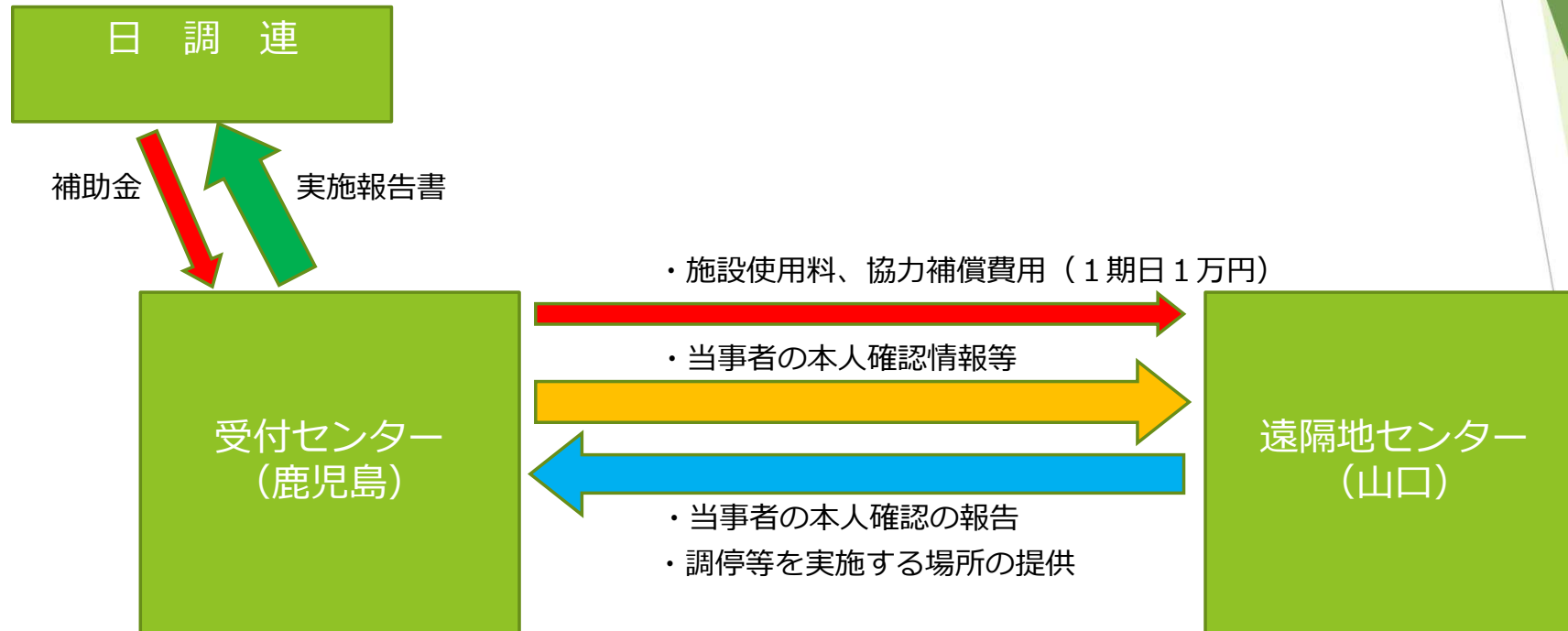
### 1 センターとセンター（日調連型）

- ・各センターに専門家が配置されている
- ・本人確認、設備、守秘等の保障
- ・定型化しやすい

### 2 センターと離島等（離島型）

- ・離島等の場所の問題
- ・専門家の配置が可能??
- ・本人確認、設備、守秘の保障??
- ・様々な形態が予想される

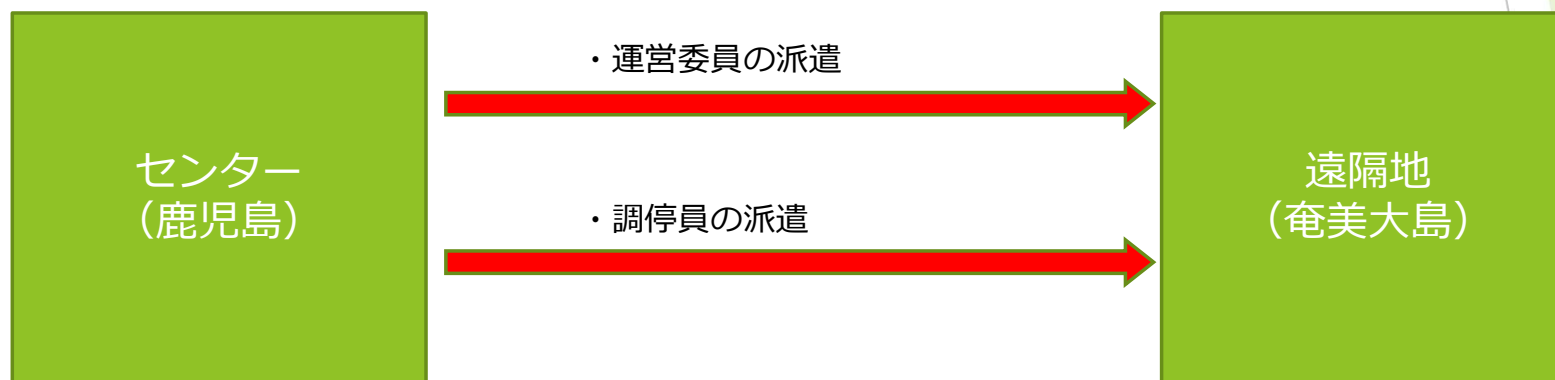
## 日調連型の遠隔地調停イメージ



## 離島型の遠隔地調停イメージ

### 運営委員の役割

- ・ 本人確認
- ・ 会場確保
- ・ 設営
- ・ 調停等の運営



### 運営上の問題点

- ・ 費用の増大  
(当事者に転嫁可能?)
- ・ 会場確保

## ODRをここ（鹿大）で検証した

- ・「音」が不均一  
臨場感が薄れる ⇒ 対話促進効果が薄れる
- ・表情が不自然、特に「目線」  
調停スキルが使えない ⇒ 争点を探りづらい
- ・技術的課題の克服  
機器設置・使用の保障 ⇒ 専門家の養成？  
資料（図面）の写し方の研究

### 意外なメリットの話

- ・当事者役からのコメント  
「直接面していないので、冷静に意見が言えた」

# センター手続について

## 1 相談手続の流れ

- ①「申出書」等の郵送
- ②「申出書」の受理  
資料（登記記録、地図等、写真、その他）の提出  
相談費用の予納
- ③担当相談員の選任
- ④「相談期日通知」の郵送（対申出人）
- ⑤「相談期日通知」、「受任契約書」の郵送（対相談員）
- ⑥相談期日
- ⑦「相談期日調書」の提出



解決



調停



他の解決法

## 「相談」の意義

- ・ 法的助言の提供 ⇒ 安価で弁護士、調査士の助言が得られる
- ・ 争点整理、資料の再確認
- ・ 適切な解決手段の選択（センター調停以外の利用も検討）

### 注意すべきこと

- ※調停申立に移行する場合、相手方にも「相談」を受けるか否かの説明・配慮が必要
- ※「相談」を経ずに「調停」申立も可能

# センター手続について

## 2 調停手続の流れ

センター長の権限

- ①「説明書」の交付（申立人）
- ②「申立書」等の郵送（申立人）
- ③「申立書」の受理、不受理 ⇒ 不受理の場合「不受理決定通知書」交付  
資料（登記記録、地図等、写真、その他）の提出  
調停費用の予納
- ④「回答書」「説明書」等の郵送（相手方）⇒ 不応諾の場合「終了」
- ⑤担当調停員の選任

代理人選任届出書・補佐人選任届

補佐人・・・センター長の許可が必要

調停員の権限

- ⑥「調停期日通知」の郵送（申立人・相手方）
- ⑦「調停期日通知」、「受任契約書」の郵送（調停員）
- ⑧調停期日 ⇒ 調停継続 or ⑩終了
- ⑨「調停期日調書」の提出



## 代理人がいる場合

書式 S-19

事件番号 年 ( ) 第 号  
年 月 日

境界問題相談センターかごしま  
センター長 殿

### 代理人選任届出書

住 所

申立人  
(申出人)

印

申立土地 \_\_\_\_\_

相手方 氏 名 \_\_\_\_\_

土 地 \_\_\_\_\_

下記の者を上記事件の代理人として選任したいので許可を求めます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人として選任した理由


※ 弁護士と認定土地家屋調査士以外の親族などを代理人として選任することを希望する場合に、この書類の提出が必要になります。

## 補佐人がいる場合

書式 S-18

事件番号 年 ( ) 第 号

年 月 日

境界問題相談センターかごしま  
センター長 殿

### 補佐人選任届

住 所

申立人  
(申出人)

印

申立土地 \_\_\_\_\_

相手方 氏 名 \_\_\_\_\_

土 地 \_\_\_\_\_

下記の者を上記事件の補佐人として選任したいので、許可を求めます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 資格 \_\_\_\_\_

補佐人を選任する理由


## 親族等を代理人、事情精通者を補佐人として参加許可する例

調停員 殿

### 代理人及び補佐人の参加許可説明書

#### 申立人側

申立人 ●●●子・・・高齢により子、■●■に委任（委任状あり）

申立人 ▲▲▲子・・・都合により弟、■●■に委任（委任状あり）

代理人 ■●■（規則第30条第1項）

補佐人 ●×■子（規則第30条第2項）

申立人から本件の事情を知る者として特に指名され、かつ相手方からも参加を要請された

#### 相手方側

相手方 ××■・・・高齢、体調不良により子、●▲■子に委任（委任状あり）

代理人 ●▲■子（規則第30条第1項）

上記代理人及び補佐人の本調停参加について規則第30条第1項及び第2項により許可しました。

令和●年●月●日  
境界問題相談センターかごしま  
センター長●●●

## 相手方に送付する回答書

書式 T-10

<b>回 答 書</b>	
境界問題相談センターかごしま 御中	
年 月 日	
〒	_____
住所	_____
氏名	_____ 印
電話	_____
私は _____ さんが申立てた土地境界に関する紛争調停 手続きに	
1. <input type="checkbox"/> 応じます。	
2. <input type="checkbox"/> 応じられません。	
<u>上記 1. 又は 2. のどちらかの口に必ず レ 印を入れて下さい。</u>	
1. 調停に応じます。に印をされたときは、以下の項目に続けて記入して 下さい。	
<input type="checkbox"/> 最初の調停期日に出席して話を聞いたうえで、今後の手続きに応じるかどうか決めた い。	
<input type="checkbox"/> 調停には応じるが、以下に記載する条件・要望を考慮してほしい。 条件・要望等があれば記入ください。	

書式 T-10

ここからは、申立人の申立趣旨に対するあなたの意見があればご記入ください。

- 申立人(相手)の主張について  
 そのとおり  違う  分からない
- 申立人が言っているあなたの主張について  
 そのとおり  違う  分からない
- 申立人が言っている調停を申立てた理由について  
①現在の土地の支配状況  
 そのとおり  違う  分からない  
②杭や構築物(柵や建物等)の現状  
 そのとおり  違う  分からない

2. 調停に応じられません。に印をされたときは、以下にその理由を記入して下さい。


3. あなたのご意見・ご主張などあればご記入ください。


(注)この回答書は、平成 年 月 日までに、境界問題相談センターかごしま宛に、同封の返信用封筒にて、ご返送くださいますようお願いいたします。

## センター手続について

### 調停の終了

- ・ 和解成立

  - ⇒ 和解契約書の作成・交付

- ・ 不調

解決的取下げがある場合もある

  - ⇒ 申立人による取下げ or 相手方による調停終了申出

- ・ 調停員による終了

  - ⇒ 和解が成立する見込みがないと調停員が判断したとき

## 合意事項(和解条項)について

### 合意事項の例

- 所有権界
- 工作物(境界杭、ブロック塀等)の撤去、設置
- 金銭(解決金等)の支払い負担割合
- 登記
- 調停等手続の費用負担割合
- 清算

### ※ 筆界確認についての処置

筆界(公法上の境界)は合意では成立しないので和解できない。  
必要な場合、筆界確認書を別途作成し所持させる。

## 筆界確認書の例

### 筆 界 確 認 書

●● ●●（以下甲という）と、▲▲ ▲▲（以下乙という）とは、土地の筆界に関し、令和●●年●月●日 現地において立会し、次のとおり確認したので、後日のため、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

#### 1. 筆界を確認した土地の表示

甲の土地 ●●市▲▲町1000番地

乙の土地 ●●市▲▲町1001番地

#### 2. 甲及び乙の筆界の状況

甲が提出した別紙平成●●年●月●●日付土地家屋調査士××××作成の参考資料のとおり、同資料中、3点の既設コンクリート杭及びあと1点については乙の擁壁下部の甲側外面と市道の接点を各々結んだ線が筆界線であることを双方確認した。

上記のとおり相違ないので、甲乙ここに記名、捺印する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

実印

乙 住 所

氏 名

実印

# 和解契約書の例

和解契約書	
本件調停事件につき、その当事者である下記申立人と相手方は、別紙和解契約条項のとおり双方和解したことを互いに確認し、その際として本書3通を作成し、申立人、相手方及び境界問題相談センターかごしまが各1通を所持する。	
事件の表示	境界問題相談センターかごしま 平成 年 月 日 第 号
申立の表示	別紙のとおり
調停成立期日	平成 年 月 日 午後 時
場 所	鹿児島市鶴地町1番3号 鹿児島県土地家屋調査士会 境界問題相談センターかごしま
出頭当事者等	申立人 相手方
申立人	住 所 名 氏 名 TEL FAX
	住 所 名 氏 名 TEL FAX
相手方	住 所 名 氏 名 TEL FAX
	住 所 名 氏 名 TEL FAX
	住 所 名 氏 名 TEL FAX
調停委員	氏 名 土地家屋調査士調停委員
	氏 名 土地家屋調査士調停委員
	氏 名 弁護士調停委員

## 和解契約条項

- 1 申立人と相手方は、別紙境界と建物の位置関係図面（以下、「別紙図面」という。）の 点及び 点を順次基準で結んだ線が、申立の表示に記載の申立人所有地（1）の土地と相手方所有地（2）の土地の境界線であることを確認し、別紙境界確認書を取り交わした。
- 2 (1) 相手方は申立人に対し、相手方所有にかかる建物付属物（雨樋、タキロン）及びコンクリートすり付け部分のうち、別紙図面中の緑色部分にて表示する部分が境界線を越えて申立人所有地（1）の土地にあることを認め、これらの物件を本日より 年以内に相手方の費用負担にて撤去することを承諾する。  
 (2) 相手方が上記期限内に上記物件を撤去しないときは、申立人が相手方の費用負担において撤去することができるものとする。  
 (3) 上記撤去に関する事情に重大な変更が生じた場合は、申立人と相手方は適宜誠実に協議を行い、その取扱について定めるものとする。
- 3 申立人及び相手方は、本件調停において支出した調停費用が、以下のとおりであることを互いに確認する。
 

① 調停申立手数料	金 円
申立人が全額負担する。	
② 調停期日手数料（2週）	金 円
申立人、相手方の折半とする。	
③ 測量費用	金 円
申立人、相手方の折半とする。	
④ 和解契約書作成手数料	金 円
申立人、相手方の折半とする。	
- 4 申立人及び相手方は、前項の費用負担について合意する。
- 5 申立人及び相手方は、本日、本和解契約をもって、本件調停手続が終了したことを互いに確認し、本件に関して、相互に本和解契約条項に定められる事項以外に何らの後続債務関係がないことを確認する。

以上

## 申立の表示

申立人所有の下記（1）の土地とそれに接する相手方所有の下記（2）の土地との境界に関する調停

記

（1）申立人所有地

（2）相手方所有地

以上

# センターかごしま書式集 目次

1	問い合わせ記録（電話記録）	書式S-01
2	相談申出についてのご案内	書式S-02
3	相談申出書	※ 書式S-03
4	相談申出手続の注意事項	※ 書式S-04
5	相談費用（予納）支払依頼書	書式S-05
6	相談申出書受付簿	書式S-06
7	相談事件記録	書式S-07
8	相談事件簿	書式S-08
9	相談期日調書	書式S-09
10	期日簿	書式S-10
11	相談取扱い期日決定の通知	※ 書式S-11
12	相談期日のご通知	※ 書式S-12
13	相談日程の中止について（お知らせ）	※ 書式S-13
14	相談員・調停員 回避申出書	※ 書式S-14
15	相談員・調停員 辞任申出書	※ 書式S-15
16	相談員・調停員 解任通知書	※ 書式S-16
17	委任契約書（相談員用）	※ 書式S-17
18	補佐人選任届	※ 書式S-18
19	代理人選任届出書	※ 書式S-19
20	相談費用返金精算書	※ 書式S-20
21	相談時の説明	※ 書式S-21
22	資料収集について	※ 書式S-22
23	調停申立書	※ 書式T-01
24	調停申立受付簿	書式T-02
25	調停事件簿	書式T-03
26	手続実施記録	書式T-04
27	調停事件終了確認書（相手方不承諾）	※ 書式T-05
28	調停申立手数料（予納）支払依頼書	※ 書式T-06
29	調停手数料返金精算書（不受理）	※ 書式T-07
30	調停手数料返金精算書（不承諾・取下げ）	※ 書式T-08
31	調停のお知らせ	※ 書式T-09
32	回答書	※ 書式T-10
33	調停不受理決定通知書	※ 書式T-11
34	調停申立受理通知書	※ 書式T-12
35	調停事件記録	書式T-13
36	調停事件費用領収関係等整理票1	書式T-14

37	調停事件費用領収関係等整理票2	書式T-15
38	送達報告書写綴り	書式T-16
39	調停期日通知（申立人）	※ 書式T-17
40	調停期日通知（相手方）	※ 書式T-18
41	委任契約書（調停人用）	※ 書式T-19
42	調停人の選任のお知らせ	※ 書式T-20
43	調停期日調書	書式T-21
44	基本調査申出書	※ 書式T-22
45	基本調査実施員選任通知書	書式T-23
46	調停手続終了通知書	※ 書式T-24
47	調査・測量・鑑定等に関する同意書	※ 書式T-25
48	選任通知書（調査・測量・鑑定実施員）	書式T-26
49	宣誓書（調査・測量・鑑定実施員）	※ 書式T-27
50	調査・測量・鑑定指示書	書式T-28
51	調査・測量・鑑定等申出書	書式T-29
52	調査・測量・鑑定費用振込依頼書	書式T-30
53	調査・測量・鑑定費用精算書	※ 書式T-31
54	調停終了（不成立）記録書	書式T-32
55	取下書	※ 書式T-33
56	和解契約書	※ 書式T-34
57	調停手続の説明	※ 書式T-35
58	誓約書	書式T-36



## 和解の執行力について

### ADR法「認証」取得の効果

- ・時効中断効がある (法第25条)
- ・訴訟手続中止効がある (法第26条)
- ・調停前置効がある (法第27条)
- ・「特定和解」について民事執行が可能 (法第2条第5号)



認証紛争解決手続において成立した和解に基づく民事執行を可能とする制度が創設された。(令和6年4月1日施行)

### 対象

認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされた「特定和解」が対象

## 改正法施行に向けての作業

- ・ 定型的な和解条項のひな型を明確化
- ・ 「1号書面」「2号書面」の作成
- ・ 説明事項（説明書、掲示板）の変更
- ・ 手続実施記録の保存期間の変更 ⇒ 10年を超える期間に！
- ・ // 閲覧、謄写、複写の仕組み、費用等の変更

上記変更に伴い、センター規則、費用規程等の**変更届**が必要



原則、施行までに行うこと ！！

## センターかごしまの課題

- ・ 後継者の育成  
研修会（模擬調停、調停スキル等）
- ・ 広報活動の拡大  
相談会の充実
- ・ 関係団体との連携強化  
法務局、弁護士会等
- ・ ODR導入の研究  
離島、地方利用者への配慮

境界トラブル休日無料相談所  
（11月最終日曜、県内3カ所で固定実施）

令和5年度の実績

鹿児島会場 7件 弁護士1、調査士3、登記官3

霧島会場 14件 弁護士2、調査士4、登記官1

鹿屋会場 3件 弁護士1、調査士2、登記官1

ご清聴ありがとうございました

